

下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン
策定検討委員会 第1回 議事概要

日 時：令和6年6月17日（月）10:00～12:30

場 所：TKP 東京駅カンファレンスセンター ホール 1B

【議事概要】

事務局から配布した資料について、各資料の説明が行われた後、各資料及びガイドライン策定全体について委員の意見を伺った。

委員からの主な意見は以下のとおりである。

○資料4 第2.0版の構成・目次（案）について

- ・ 2期目以降において、広域化や他事業とのバンドリングなどに発展するために、1期目の事業期間中に実施しておくべきことなどを記載すべきと考える。
- ・ 1期目の導入検討において、広域化について十分な検討が実施できる自治体は少ないと考えるので、事業途中での変更契約や契約解除など、事業期間中に広域化に移行できる仕組みが必要と考える。
- ・ ウォーターPPPの実施主体を考える際の選択肢や留意点などを盛り込んでもよいのではないかと考える。
- ・ 「応用編」という名称については、「実施編」とした方が、意図が伝わると考える。
- ・ 本ガイドラインについては、小規模な市町村等にスピード感をもって周知する必要があると考える。
- ・ 本ガイドラインは、自治体がウォーターPPPを実施するかどうかを判断するためのガイドラインという意味合いもあると考えるので、小規模な自治体が事業検討や実施ができるかという視点を取り入れる必要があると考える。
- ・ 官と民のリスク分担についてガイドラインに記載する必要があると考える。
- ・ ガイドライン内への記載、または公表資料として、議会や住民への説明、地元企業への説明のあり方などの記載が必要と考える。
- ・ 事例や例示ではなく、標準案などとして公表いただくと、自治体においてスピード感を持った導入検討が可能になると考える。

○資料5 レベル3.5の要件①長期契約（10年）について

- ・ 導入検討にあたり、10年間という長期契約はリスクが高く合意形成に苦慮する。
- ・ 小規模な自治体単独ではスケールメリットが得られない場合、他市町村連携や広域化を検討する必要があるが、その場合は契約期間については10年間以外を設定できるようにできないか。
- ・ 契約期間が10年間の場合は業務量、特に改築工事の全体数量を設定するのが難し

いと考える。

- 物価人件費や改築需要の見通しが難しいことが課題と考える。

○資料 5 レベル 3.5 の要件②性能発注について

- 更新（改築）業務において、どのように性能規定するのか、自由度をどこに持たせるのかについて検討する必要があると考える。
- 性能発注とプロフィットシェアの関係性について検討する必要があると考える。
- 性能発注の導入については、適切なリスク分担が必要と考える。
- 性能発注とすることで、既存の仕様発注と比較し事業費が増大することを懸念する。

○資料 5 レベル 3.5 の要件③維持管理と更新の一体マネジメントについて

- 複数業務をパッケージ化することになるので、事業者や配置技術者についてどのような実績要件や資格要件を求めるのかについて検討する必要があると考える。
- 更新計画案策定に盛り込む要素や考え方については、具体化が必要と考える。また更新計画案の考え方についてロードマップ等で示す必要があると考える。

○資料 5 レベル 3.5 の要件④プロフィットシェアについて

- ウォーターPPP によって達成されるプロフィットは必ずしもコスト縮減だけではないと考える。
- プロフィットシェアの設定方法や具体的な計算方法について、記載する必要があると考える。

○資料 5 ガイドライン策定全体について

- 地元企業の参画やベンダーロックの問題も考えつつ、競争性の確保について検討する必要があると考える。
- SPC と建設業法許可に関する内容をガイドラインに記載していただきたい。
- 地元企業の参画や受注機会確保について検討する必要があると考える。
- 議会や住民、地元企業への説明や情報提供の方法について記載する必要があると考える。
- 他市町村連携や広域化に参画する市町村については、導入可能性調査等の検討フェーズを省略する仕組みが必要と考える。
- 市町村連携については、都道府県が検討に加わっていると、検討が推進されと考えるので、都道府県の積極関与について記載していただきたい。
- VFM 算定時の PSC 算出にあたって、現状や過去実績の費用を流用するのではなく、適正な費用を算出する旨記載いただきたい。

以 上